明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**総務**三九）　一
○放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件（**同**四〇）　九

〔**官庁報告**〕
官庁事項
平成二十九年度地方団体の歳入歳出総額の見込額（内閣）　九

〔**公　告**〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三九
裁判所
破産、免責、再生関係　四三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六六
会社その他
会社決算公告　六九